

■ 審議会 > 宮古市都市計画審議会

所掌事項

都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項及び市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議すること。

設置根拠

宮古市都市計画審議会条例第1条

設置年月日

H17. 6. 6

委員定数

15人以内

委員任期

- ・ 2年（学識経験者、市民）
- ・ 規定なし（市議会議員、関係行政機関の職員）

現任委員発令日

- ・ 学識経験者、市民 令和2年10月1日
- ・ 市議会議員 令和4年5月16日
- ・ 関係行政機関の職員 令和4年4月1日

現任委員任期満了日

- ・ 学識経験者、市民 令和4年9月30日
- ・ 市議会議員 令和8年4月30日
- ・ 関係行政機関の職員 令和6年3月31日

担当課

都市整備部都市計画課

TEL : 0193-62-2111 内線 3312

FAX : 0193-63-9115

E-mail : toshi@city.miyako.iwate.jp

備考